

年少扶養控除の復活を求める意見書

現在、１５歳以下の子どもだけに扶養控除がない状態である。扶養控除とは、扶養している家族がいる場合、一定の要件のもと、税負担が軽くなる制度である。１６歳以上の全ての世代に控除があるにもかかわらず、担税力がない１５歳以下の子どもの最低限の生活費に課税をしている状況は、税の公平性から見ても問題である。また、控除から給付へのスローガンの下で児童手当の財源に充てるために年少扶養控除を２０１０年度の税制改正で廃止したが、控除は全ての人に対して生存権を保障するものであり、本来触るべきものではなかった。２０１０年の出生数は約１０７万人であったが、２０２４年の出生数は約６８万人と、著しい少子化の中にあって、年少扶養控除を廃止したままにすべきではない。

よって、本市議会は、国に対し、次の事項を強く求める。

- １ 直ちに年少扶養控除を復活すること。
- ２ 控除額は、一般控除対象扶養親族と同等以上の３８万円以上とすること。
- ３ 親の所得や働き方で、子どもへの支援を差別・排除しないよう、所得制限を設けずに実施すること。
- ４ 次元の異なる少子化対策としてふさわしい、児童手当との両立をすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２６日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）
こども家庭庁長官

座間市議会議長 熊 切 和 人